

熱海市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則

平成17年7月4日

規則第21号

(趣旨)

第1条 この規則は、市長が所管する公の施設に係る熱海市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年熱海市条例第6号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 条例第3条の規定による申請をしようとする団体は、指定管理者指定申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(指定の通知)

第3条 条例第5条第2項の規定による通知は、指定管理者指定通知書(様式第2号)により行うものとする。

(指定の取消し等の通知)

第4条 条例第9条第1項に規定する指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命ずるときは、指定管理者指定取消等通知書(様式第3号)により、通知するものとする。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

指定管理者指定申請書

年 月 日

熱海市長 あて

申請者 所在地

名 称

代表者氏名

印

電話番号

熱海市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第3条の規定による指定
管理者の指定を受けたいので、申請します。

1 施設の名称

2 添付書類

様式第2号(第3条関係)

熱海市指令第 号
年 月 日

様

熱海市長

指定管理者指定通知書

熱海市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条第2項の規定により、次のとおり指定管理者の指定をしたので通知します。

記

- 1 施設の名称
- 2 指定の期間

様式第3号(第4条関係)

第 号
年 月 日

様

熱海市長

指定管理者指定取消等通知書

熱海市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第9条第1項の規定により、次のとおり指定管理者の指定を(取消し・停止)したので通知します。

記

1 施設の名称

2 取消・停止年月日

3 理由

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、熱海市長に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この決定の取消しを求める訴えをする場合には、この決定を知った日の翌日から起算して6箇月以内に熱海市を被告として(訴訟において熱海市を代表する者は熱海市長となります。)、提起することができます。(決定を知った日から6箇月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)ただし、異議申立てをした場合には、この決定の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければなりません。

問い合わせ先

課

係

電話